

日本人口学会役員選挙規定

(日本人口学会理事会定め)

第1章 総 則

- 第1条 本規定は、日本人口学会会則（以下「会則」という）第14条および第15条に基づきその役員選挙について定める。
- 第2条 本規定は、会長および理事の選挙に適用する。

第2章 選挙管理委員会

- 第3条 上に述べる選挙の事務は、選挙管理委員会が行う。
- 第4条 選挙管理委員会の委員は、会員中より若干名を会長が指名し、理事会の承認を得た者とする。
- 2 会則第13条に定める役員は、選挙管理委員会の委員になることはできない。
- 3 選挙管理委員会の委員の任期は、2学会年度とする。
- 第5条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第6条 選挙事務の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第3章 理事の選挙権および被選挙権

- 第7条 本規定による理事選挙の選挙権をもつ者は、第9条の選挙人名簿に記載された通常会員とする。
- 第8条 本規定による理事選挙の被選挙権をもつ者は、第9条の被選挙人名簿に記載された通常会員とする。

第4章 理事の選挙人名簿および被選挙人名簿

- 第9条 選挙管理委員会は、第7条に基づく理事の選挙人名簿および第8条に基づく被選挙人名簿を作成する。理事の選挙は、上記の選挙人名簿および被選挙人名簿に基づき行う。
- 2 名簿の作成は、原則として選挙年の前年の11月末に行う。
- 3 2学会年度を越える会費滞納者は、選挙人名簿および被選挙人名簿に記載されない。

第5章 理事の選挙の方法

- 第10条 理事の選挙は、通常会員の投票により行う。
- 第11条 理事に対する投票は12名の連記とする。

第6章 理事の選挙の投票と開票

- 第12条 理事の選挙は、原則として隔年の1月に行う。
- 第13条 理事の選挙は、すべて郵送による無記名投票により行う。
- 第14条 前条の投票は、選挙管理委員会から送られた投票用紙により行う。
- 第15条 開票は選挙管理委員会が行う。
- 2 投票の効力は、選挙管理委員会の決定による。ただし次の投票は無効とする。
- (1) 記名投票
 - (2) 定数をこえる氏名を書いた場合
 - (3) 同一人の氏名を2つ以上書いた場合

第7章 理事の当選人

- 第16条 理事の選挙において有効投票の多い順に定数まで当選人とする。
- 2 当選人を定めるにあたり、得票数が同数であるときは年長順とする。
- 3 当選人のうち辞退する者が生じた場合は、次点の者を繰り上げる。
- 4 選挙管理委員会は、当選人を確定し、すみやかに選挙結果を公示する。

第8章 会長の選挙の方法

- 第17条 会則第15条第1項に基づく会長の選挙は、理事の無記名投票により行う。
- 2 開票は選挙管理委員会が行う。
- 3 開票の結果、過半数を得た者を当選人とする。ただし、過半数に達しない場合は、上位2名の者の中より再投票を行い、当選人を決定する。
- 4 当選人が決定したときは、選挙管理委員会はすみやかに選挙結果を公示する。

付則

- 第1条 本規定は、2015年7月17日より実施する。

1975年12月15日発効
1984年4月15日1次改正
1987年5月16日2次改正
2002年3月2日3次改正
2006年6月3日4次改正
2007年6月9日5次改正

2011年6月11日6次改正
2015年7月17日7次改正